



令和8年3月19日

議長 友 永 修 様

提出者 反 甫 旭

賛成者 西 田 武 史

同 高比良 正 明

同 田 中 市 子

同 井 舎 英 生

同 松 本 妙 子

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

市議案第 2 号 岸和田市議会委員会条例の一部改正について

岸和田市議会委員会条例の一部を改正する条例

岸和田市議会委員会条例（昭和 45 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 15 条（招集）」を「第 15 条（招集）
第 15 条の 2（委員会の開会方法の特例）」に改め、「文書」の次に「等」を加える。

第 2 条第 4 項第 2 号中「子ども家庭応援部」を「こども家庭応援部」に改める。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 15 条の 2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第 20 条に次のただし書を加える。

ただし、第 15 条の 2 第 1 項の規定により、オンラインによる方法で開会された委員会は、秘密会とすることができない。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、あらかじめ議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第 22 条第 2 項中「終る」を「終わる」に改め、「退場させる」の次に「（第 15 条の 2 第 1 項の規定によりオンラインによる方法で開会された委員会にあっては、映像と音声の送受信による通話を停止し、又はオンラインによる方法を停止する）」を加える。

第 23 条第 2 項中「きこう」を「聴こう」に改める。

第 24 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、

委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「退席させる」の次に「(第15条の2第1項の規定により、オンラインによる方法で開会された委員会においては、映像と音声の送受信による通話を停止し、又はオンラインによる方法を停止する)」を加える。

第28条の見出し中「文書」の次に「等」を加え、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会において意見を述べることができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

議会における手続について、情報通信技術を活用した方法により行うことを可能とするほか、岸和田市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改める必要が生じたため。